

大田原市小中学校ホームページ運用ガイドライン

【令和2年8月】

大田原市教育委員会学校教育課

本ガイドラインは、大田原市立小中学校において、学校ホームページを作成しインターネット上に公開するにあたり、個人情報の取り扱いや著作権の保護等に関する留意事項をまとめたものである。

1 学校ホームページの目的と役割

- (1) 各学校の特色や教育活動を広く一般に公開し、開かれた学校づくりを推進する。
- (2) 児童生徒、保護者及び地域に対し、連絡や報告、案内等の情報発信をするための一つの手段とする。
- (3) 児童生徒の活動や成果を公開することにより、学校教育活動への理解と協力を得るとともに、児童生徒の自尊感情の醸成と意欲の喚起を図る。

2 管理及び運営

- (1) 学校ホームページの管理責任者は、校長とする。
- (2) 校長から学校ホームページの運営及び作成の命を受けた所属職員を「学校ホームページ担当者」とする。
- (3) 学校ホームページ担当者は、本ガイドラインに基づきホームページの運営及び作成に当たる。
- (4) 校長は、学校ホームページに掲載する原稿を審査し、承認する。
- (5) 公開したホームページの内容に何らかの問題が生じた場合は、校長は速やかに適切な対応を行う。
- (6) 大田原市教育委員会事務局は、掲載についてふさわしくないと判断したものについて、予告なく削除することができる。

3 関係法規の遵守

- (1) 個人情報の利用管理については、大田原市個人情報保護条例を遵守する。
- (2) 作成に当たっては、知的財産権、肖像権及びプライバシーの保護に関する法令等を遵守する。

4 学校ホームページの掲載内容

- (1) 学校概要、学校だより
- (2) 学校からの連絡、行事等の案内
- (3) 教育活動の様子（授業、行事、部活動等）
- (4) PTA 活動の様子
- (5) 非常時（台風や地震・大雪等の災害、インフルエンザ等での臨時休校）の対応
- (6) 新入生への案内
- (7) その他、校長が掲載することが望ましいと判断した内容

5 学校ホームページに掲載してはならない内容

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 法令に反する恐れがあるもの
- (4) 政治・宗教活動を目的とするもの
- (5) 個人や団体を誹謗中傷するものや不利益をもたらすもの
- (6) 児童生徒及び保護者、所属職員、その他関係者のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (7) その他、校長が学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの

6 学校ホームページの作成及び公開に関する留意事項

- (1) 児童生徒及び教職員、その他関係者の個人情報は原則として掲載しないものとする。ただし、教育活動の様子や制作した作品、活動の成果等の紹介が、教育活動の目的を達成するために必要であると校長が判断したものについては、本人の許諾（児童生徒に関しては本人及び保護者の許諾）を得られたものについてのみ個人情報を掲載する。
- (2) 写真や映像については遠景撮影を基本とし、個人が特定できない範囲で掲載するものとする。ただし、個人が特定できる肖像を掲載する場合には、本人の許諾（児童生徒に関しては本人及び保護者の許諾）を得られたものについてのみ掲載する。なお、集合写真や活動風景写真などの遠景写真や、サイズの縮小等により配慮した場合は同意を得る必要がないものとする。
- (3) 制作した作品、作文等の著作物については、著作権の許諾を得たうえで著作権を侵害しないよう細心の注意をはらって取り扱い、掲載する。
- (4) 情報の掲載期間は、当該情報を公開する目的を達成するまでの期間とし、適切に更新する。なお、卒業後の児童生徒及びその保護者の情報は、削除することを基本とする。
- (5) 情報の発信においては、常に最新で正確な情報を掲載するよう、慎重に内容を吟味し、適切に更新する。
- (6) 事前に許諾を得た情報であっても、本人（児童生徒の場合は、本人及び保護者）から情報の訂正、掲載または公開を中止する申し出があった場合は、速やかに情報を修正、削除する等、適切に対応する。
- (7) 学校ホームページの内容については、大田原市教育委員会及び学校、本人に著作権があり、無断転載を禁止する旨、各学校のホームページに明記する。
- (8) 学校ホームページ担当者は、学校ホームページの運営に係る情報を厳重に管理しなければならない。

7 ガイドラインの取り扱い

- (1) 本ガイドラインは、児童生徒及び保護者、教職員に周知する。
- (2) 本ガイドラインの改訂については、必要に応じて大田原市教育委員会事務局で検討し改訂を行う。

附則

本ガイドラインは、令和2年8月31日から施行する。